

## 主 文

労働基準監督署長が、○年○月○日付けで手続承継前請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給決定を変更決定する旨の各処分及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡父である手続承継前請求人（以下「被災者」という。）は、○年○月から○年○月までの間の約12年6か月、坑夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日付けで労働基準局長（現労働局長）から、じん肺管理区分「管理2、合併症：続発性気管支炎」（以下「本件疾病」という。）の決定を受け、A医療機関等において療養していたが、○年○月○日、腹部大動脈瘤の手術目的でB医療機関に入院し、入院中も従前と同様の気管支拡張薬、去痰薬等の処方を受けていた。
- 3 本件は、被災者が、○年○月○日のC医療機関に通院した日及びB医療機関に入院していた期間（○年○月○日から同年○月○日まで。）、本件疾病により休業したとして、○年○月○日から同年○月○日、同年○月○日から同月○日、同年○月○日から同月○日及び同年○月○日から同月○日までの各期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、一旦は、○年○月○日から同年○月○日、同年○月○日から同月○日及び同年○月○日から同月○日までの各期間の請求の支給決定（以下「当初各決定」という。）を行ったが、B医療機関入院期間中の休業は認められないとして、○年○月○日付けで、当初各決定の支給決定を変更決定して、○年○月○日以外は全て不支給とする旨の変更処分を行うとともに、同年○月○日から同月○日までの期間の請求について支給しない旨の処分（以下、同年○月○日以降に係る上記の各処分を

併せて「本件各処分」という。)をしたことから、本件各処分を不服として同各処分の取消しを求める事案である。

- 4 被災者は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をしたが、○年○月○日に死亡したため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第17条の規定により、被災者の承継人である請求人が審査請求の手續を受継した。審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者のB医療機関入院期間について、業務上の事由による療養のため労働できなかったものと認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 前提事実

(略)

- 2 判断の要件

(略)

- 3 当審査会の事実認定及び判断

- (1) 請求人は、腹部大動脈瘤の手術のための入院期間中にも痰をとったり、呼吸器を着けたりしていたのはじん肺の治療も兼ねていたからであると主張している。

- (2) そこで、被災者のB医療機関入院期間に係る休業補償給付の支給の可否について、上記2（略）の判断の要件等に照らして、以下判断する。

- (3) 被災者のB医療機関入院期間中の本件疾病の治療内容について、D医師は、○年○月○日付け意見書において、「じん肺について特別な治療はなし。」と述

べるものの、薬剤処方のみは行った旨を述べ、薬剤処方による治療行為を行ったことを認めている。

さらに、E医師は○年○月○日付け意見書において、「入院期間について、じん肺によるものは少ない。治療としてはないと判断される。」とD医師と同じ趣旨の意見を述べているが、他方、F医師は○年○月○日付け意見書において、「続発性気管支炎の治療としても用いられている気管支拡張薬も使用されている」旨述べている。

そこで、一件記録を精査し、被災者に係る診療費請求内訳書をみると、B医療機関入院前日である○年○月○日付けで、C医療機関G医師により気管支拡張薬、去痰薬及び気管支喘息用吸入薬がそれぞれ○日分処方されており、B医療機関の診療録をみると、同医療機関では、被災者の上記持参薬を服用させ、同持参薬がなくなった後も、同じ効能の薬剤を処方して服用させていたことが認められることから、本件疾病に対する薬剤投与による治療がC医療機関から引き続きB医療機関においても行われていたものと認められる。

- (4) そうすると、被災者のB医療機関入院期間中、本件疾病に対する療養が行われていたことが認められ、かつ、同期間について本件疾病に対する療養のために休業が必要である旨の担当医師による証明がなされているのであるから、当審査会としては、判断要件に照らして、本件は休業補償給付を支給すべきものと認められ、本件各処分を取り消すことが相当であると判断する。

#### 4 結 論

以上のとおり、被災者は業務上の事由のために休業したものと認められることから、本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。